

■計画素案の主な修正箇所（素案その1からその2への主な変更点）

| 修正頁 ※素案その1の頁 | 修正項目 | 素案その1 | 修正後頁 ※素案その2の頁 | 素案その2 | 修正理由 |
|-----------------|----------------------------|---|------------------|--|---|
| 3 | 3 位置づけ | — | 3 | 東京都の「緑の東京計画」を関連計画から削除 | 「緑の東京計画」は、過去の計画であり整合性を取る必要がない |
| 13 | ウ 生物多様性の確保に対する意識の高まり | 計画名「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項（平成23年）」 | 13 | 計画名「生物多様性に配慮したみどりの基本計画策定の手引き（平成30年4月）」 | 最新のものとして、「生物多様性に配慮したみどりの基本計画策定の手引き（平成30年4月）」を引用するのが適切 |
| 30 | 緑と水の現況と課題 | — | 31 | 「中間のまとめ」で整理した「改定における視点」を課題の次の頁に追加 | 「中間のまとめ」の成果の一つである「改定における視点」は計画内に示した方が良い |
| 35 | 3 緑と水の基本方針（基本方針2）（2つ目のテーマ） | 緑と水の資源をつなぐ効果的な緑と水のネットワークの創出 | 37 | 緑と水の資源をつなぐネットワークの創出 | テーマとしては冗長でわかりづらいため簡潔にする |
| 39 | 基本方針2（方針図） | サクラ等の花木ネットワーク | 41 | 削除 | 緑と水のネットワークと重複しており統一した方が良い |
| 40 | 基本方針3（方針図） | 「サクラの保全」 | 42 | 「サクラの保全・更新」都立狭山公園等のサクラの追加 | 保全だけでなく、サクラの更新も行うべき |
| 52 | 9 水と生き物にふれあう川づくり | 人が水と生き物にふれあえる親水空間として、河川の機能に影響しない範囲で自然性の回復のための整備を行う。 | 61 | 人が水と生き物にふれあえる親水空間として、治水や河川の管理上支障のない範囲で河川の自然の営みを活かし、良好な河川環境を創出するための整備を行うよう、東京都に要請していきます。 | 河川の機能の定義があいまい。「河川整備計画（平成18年）」の表現に合わせる文末を「東京都へ要請」に変更する |
| 59 | 29 多様な緑の空間の配置 | 既に都市計画決定済みで未整備の街区公園や近隣公園、並びに市の条例に基づくことも広場については、財政状況に応じて、整備を検討します。 | 71 | 既に都市計画決定済みで未整備の街区公園や近隣公園、並びに市の条例に基づくことも広場については、財政状況に応じて、整備を検討します。なお、未整備の都市計画公園については、都市計画公園・緑地の整備方針の改定に合わせた検討を行います。 | 都市計画公園整備の検討を進めるべき |
| 64 | 44 道路の緑化及び街路樹の適正な管理 | 都市計画道路の整備にあたっては、道路の幅員構成を踏まえて道路緑化に努めます。また、街路樹の適正な管理は、美しく秩序ある道路景観を創出するためにも大切な事です。 | 76 | 都市計画道路の整備にあたっては、道路の幅員構成を踏まえて道路緑化に努めることで、都市環境の保全、景観形成を図るとともに利用者の安全確保などにも寄与していきます。 | 安全確保の視点からも適正な管理を実施することを記載すべき |
| 64 | 48 緑化推進重点地区 | 「緑化推進重点地区」 | 76 | 「緑化重点地区」 | 「都市緑地法運用指針（平成29年）」の記載「緑化重点地区」に合わせる |